

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 6 年度）

住 所 東京都八王子市明神町 3－1－7

事業者名 西東京バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 浜田 丈夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの導入	・ 1 2 台のノンステップバス導入を予定し、3 台のワンステップバスを置き換える。引き続きノンステップバス化を推進していく。	1 2 台のノンステップバスを代替した。ワンステップバスについては、次年度代替とした。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ 求めに応じて行う役務の提供 ・ 設備を用いた情報提供 ・ 役務の提供に向けた設備の定期点検	・ 視覚障がい者からの求めに対して筆談具を用いて応じられるよう、マニュアルを用いて教育訓練を実施する。 ・ 4 4 箇所の主要なターミナルや停留所に設置した接近表示機にて、情報を文字と音声にて提供する。 ・ 車椅子固定装置やスロープ板等が適切に使用できるように定期的な点検を実施する。	計画通り実施した

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ 車椅子をご使用の方の乗降時補助 ・ 車内転倒事故防止に向けた啓蒙	・ 車椅子をご使用の方がお一人で乗降される際には、スロープ板等を使用し、乗降のお手伝いを行う。 ・ 限定された系統・時間帯にてバス車内に自主費用で配置した「車内安全案内係員」が便乗し、高齢者や障がいのある方の乗降時の補助や、走行中の座席移動に対する注意喚起やバス停停車時には停車するまでの着席案内等を行う。	計画通り実施した

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内、車外における情報提供の拡充	・ 主要なターミナルや停留所に接近表示機を 4 4 箇所設置し、接近案内を文字と音声により提供する。 ・ 車内 O B C ビジョン、音声合成装置を用いた情報の提供を実施する。	計画通り実施した

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ板や車椅子・固定装置を使用した役務提供の教育訓練	・乗務員を対象とした定期研修において、高齢者や障がい者の方の乗降支援に関するマニュアルを基にした研修を実施する。また、障がい者団体等を通じて寄せられた事例などを用いた内容を盛り込む。 ・当該定期研修には、乗務員以外の事務職、整備士も参加し、多くの社員による対応を心がけ、安全風土の醸成を図る。	計画通り実施した

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車内転倒事故防止に向けた注意喚起や広報	・バス車内での転倒事故を防止するため、乗車方法、着席方法を車内音声放送や車内OBCビジョンを用いた画像を掲出するとともに、各種イベント等を通じ周知する。 ・JR八王子駅北口ターミナルでは、ご利用のお客様に定期的にパンフレットを直接手渡ししながら車内事故防止をお願ひします。 ・前述した「車内安全案内係員」が、高齢者や障がいのある方の乗降時の補助や、走行中の座席移動に対する啓蒙を行う	計画通り実施した

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者の多い停留所161箇所に上屋を設置しているが、今年度1箇所追加した(2025年度末) ・停留所の上屋は今後も設置場所や利用実態を勘案し、設置を検討していく。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページに掲載し公表する。

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	276	262	257	5	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	15	13	13	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度末車 両数	283	267	262	5	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。